西成区「あいりん地域のまちづくり」　第６０回労働施設検討会議　議事概要

１　日　時　　令和３年６月２８日（月）　午後７時００分～午後９時１０分

２　場　所　　西成区役所　４階　４－８会議室

３　出席者

（有識者３名）

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部准教授

（行政機関２１名）

大阪労働局　根本会計課長補佐、八又職業対策課長補佐、ほか２名

大阪府商工労働部　安孫子副理事、芝参事、中村課長補佐、ほか１２名

西成区役所　原事業調整担当課長、狩谷総務課企画調整担当課長代理

（地域メンバー１６名）

白木萩之茶屋第５町会長

若林今宮社会福祉協議会会長

大倉大阪府簡易宿所生活衛生同業組合理事長

西口大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田ＮＰＯ法人釜ヶ崎支援機構理事長

村井西成区商店会連盟会長

山田ＮＰＯ法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

中井公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

吉岡釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

松本釜ヶ崎反失業連絡会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

野崎全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム事務局長

小林新型コロナ・住まいとくらし緊急サポートプロジェクトＯＳＡＫＡ責任者

（事業紹介）

　　大阪ホームレス就業支援センター運営協議会　２名

（意見交換）

　　株式会社徳岡設計　２名

４　議　題

・新労働施設における機能の検討について

　　「大阪ホームレス就業支援センターの紹介」

・新労働施設に係る基本設計について

５　議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所、

　　セ：西成労働福祉センター、ホ：大阪ホームレス就業支援センター、徳：株式会社徳岡設計）

府　皆様こんばんは。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。コロナの緊急事態宣言の影響によりまして、３月２２日に前回会議を開催させていただいて以来、約３カ月ぶりの検討会議でございます。この間皆様方におかれましても様々な制約を受けながら活動されてきたことと存じます。コロナワクチンの接種も始まっておりますが、しばらくは気を緩めずに、感染防止に努めていただきたいと思っております。さて、本日は年度が変わって初めての会議でございます。この会議の委員さんのメンバーにも若干変更がございましたので、本日はそのご紹介もさせていただきたいと思っております。続きまして、新労働施設の機能を検討する上で、大阪ホームレス就業支援センター様においでいただきましたので、業務の紹介をしていただきたいと思っております。次に、本年度新労働施設につきましては、基本設計を実施するという予定になっておりまして、その設計業務をプロポーザルで請け負われた設計事務所さんにも来ていただいておりまして、基本設計の素案的な資料についてご説明をいただく予定にしております。本日も緊急事態宣言は解除されておりますが、まん延防止等重点措置が発令されている中での会議でございますので、時間短縮等にご協力いただきながら、積極的なご意見を賜りますようお願いいたしまして、事務局からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

有　前回の会議が３月の２２日、コロナ禍の非常事態宣言という措置の中で、４月、５月の会議が延期することで３カ月ぶりの開催になります。その間、皆様感染することなく来られたと思いますが、引き続きこの感染には注意していただきたいと思います。そのうえで、この間２回休んだ訳ですけれども、今年度に検討する新労働施設に係る議論については、ハードの形がある程度決まってきたことから、そこに何を持ち込むかという議論へと移行しています。前回３月の会議では、大阪府とＮＰＯの連携事業の紹介ということで、ＮＰＯ法人釜ヶ崎支援機構様から、住居支援と就労支援を組み合わせた取組みについてご紹介いただきました。その辺りは後で簡単に振り返らせていただきます。今日の議題は、次第にもありますように、２つあります。１つが、新労働施設の機能の検討ということで、ここにはあいりん職安、西成労働福祉センターとともに、今日お越しいただいている大阪ホームレス就業支援センターの内容についてご紹介いただくとともに、新たな労働施設で事業展開していく上での課題等々について、ご報告、また、みなさんとともに議論していきたいと思っております。もう１つは、新労働施設に係る基本設計についてということで、既にプロポーザルによって設計業者が決定したということで、具体的には徳岡設計さんですけれども、こちらの方とは契約も進んでいるということで、それを踏まえて新たな提案をいただくということです。本日は、契約業者さんと大阪府の公共建築室さんにお越しいただいております。新たな委員のみなさんにも今日来ていただいているということですので、基本的なことも分からないということもあるかと思いますが、それも含めてどんどんご意見を出していただければと思います。３カ月ぶりということもありますので、前回の議論を簡単に振り返っておきたいと思います。お手元の資料に議事要旨案の裏のページを見てください。（３）主なご意見と今後の対応というところです。前回の３月の議論のまとめを簡単にそこに示しています。主な意見として４つ挙がっていますが、上３つが釜ヶ崎支援機構さんが府さんとともに取り組んでいる住居支援の内容についてまとめているもの。１つが住居支援の課題等についてということで、具体的にはこんな意見があります。事業として、きちんとＮＰＯが赤字を出すことなく事業展開していくためには、支援の対象者の入れる部屋が４０室ぐらい確保できるとこまでもっていかないと、なかなかペイできないような事業なんだというお話がありました。さらに、部屋を見つけるのが大変だということで、サブリース等々も受け入れてくれるところも探しているが、それが大変であるという、物件探しについて色々課題があるということでした。また、管理についてもまだまだこれから試行錯誤しながら検討していくということでした。さらに、入居には一定の期間が設けられているのですが、期間が過ぎた後うまく就労に繋がらなかった場合どうするのかというときに、サポーティブハウスに引き継いでいくというのも１つの案であるけれども、その辺りの進め方について検討が必要という意見がありました。また、国の制度としては、要配慮者世帯向けの入居を拒まない住宅ネットワークという制度があるので、そういった住居セーフティネットの制度利用ということも、検討していく必要があるだろうということだったと思います。２つ目の支援期間終了後の対応等についてということで、支援期間が限られているので、それが終わった後どうするのかということですが、４カ月で決まらなかった場合、サポーティブハウスできちっと引き継いでいく体制を作っていけるだろうし、それをしっかりとやっていくべきだというご意見をいただきました。３つ目には、支援に関する情報等についてということですけれども、この住居支援と就労支援の組み合わせの新たな取り組みについて、このあいりん地域の色々なところで活動する団体さんの中には、まだまだ知らないところもあるので、しっかり周知をすることが課題だということです。しっかり情報を交換していく、広めていくことが課題だということでした。それから４つ目の相談場所、ワンストップ窓口というのは、新労働施設においては、仕事を探しに来た人が最初に相談する窓口、ワンストップ窓口、あるいはインテーク窓口、この辺の名称はまだ確定していませんけれども、こういった窓口の必要性について、ここはみなさん同じようにと言うか、絶対必要だということと、この機能に対する期待を語っていただいたと思います。その中身については、今後議論する余地があるのですが、ぜひともここは大事だと思います。このようなご意見が大半を占めたということでした。今後の対応ということで３つ挙がっていますが、ここも読み上げていきます。現時点ではそれぞれの団体が試行錯誤して工夫して支援などが行われているが、こういうものがデータベースになっていない。きちんとこういうものを共有財産にして行けたら、非常に地域の支援力が底上げされる。それも個々の団体でやっている住居支援、福祉的な支援、医療支援、色々たくさんありますけれども、そういった情報が相互に共有されていないという実態が分かったということですね。それをどういう風に共有するのか。それをやることによって、より質の高い支援がこの地域で取り組まれるのではないかということです。２つ目、居住支援などの活動を引き続きしっかりやってもらうとともに、新労働施設における就労と福祉の連携事業の中で一つの形として育つようになってほしい。もちろん就労、福祉ですけれども、居住支援、そしてまた医療というものを含めて多様な連携のあり方というものを、行政と民間の団体さんと連携しながらやっていきましょうということだったと思います。３つ目は、急遽大雑把な話なんですけれども、今後も様々な困難を抱えている人たちの支援に取り組んでいる団体さんにご出席いただき、あいりん地域の中でどういう支援のあり方を作っていくべきなのか、議論を深めていきたいということで、最後締めくくらせていただきました。少し速足で申し訳ございませんが今日は大事な話が２つあるのでこれぐらいにさせていただきます。それでは、次第にあった１つ目の議題に進みます。大阪ホームレス就業支援センターの事業紹介ということで、本日お越しいただいている事務局長と就業開拓員の方から、事業の内容についてご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ホ　では、お配りしております資料の１枚目と２枚目を中心にご説明させていただきます。大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の概要といたしまして、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法というものが平成１４年に１０年の時限立法で国会で成立しております。その後、平成２４年に５年、平成２９年に１０年の延長が行われております。我々は、就労自立を可能な限り目指すというのが目的なんですけれども、やはり、対象者が高齢化してきているということから福祉との連携が重要であると思っております。平成１４年に法律ができた訳ですが、その中には、国が責任を持ってホームレス対策をやるということが書かれておりまして、平成１５年に国が初めてホームレスの実態調査を実施しております。その時に出てきた数字というのが、全国に２５，２９６人、大阪では７，７５７人のホームレスがいるという初めての調査が実施されております。それ以降、毎年１月に国が都道府県に依頼して、調査をしておりまして、最新の結果は、今年の１月の実態調査でして、全国で、３，８２４人、大阪では９９０人という数字が報告されております。この法律の施行以降、目に見えてホームレスが減ったという実績が上がっております。みなさんも、大阪の河川とか公園のいたるところにブルーシートがあったのを目の当たりにされたと思いますが、それは今ほぼ解消されてきているのではないかと思います。大阪は、９９０人ですが都道府県別に言いますと全国で１位です。次いで東京、神奈川という形になっております。東京が８６２人、神奈川で６８７人というのが今年１月現在の数字で、大阪は依然としてホームレスが最も多い都道府県となっております。ホームレスが確認された場所というのが、都市公園が２５％、河川が２３％、道路、駅舎という形になっております。厚労省のＨＰにホームレス数実態調査と入力していただければ出てきますので。毎年１月に調査して、早ければ４月、遅くても７月までにプレスリリースで公表されております。この数字を減らすことを目的に活動しており、特に、就労できる可能性のある方は、就労に基づいて自立してほしいというのが、我々の考え方です。ところが、昔はあいりんの日雇労働で働いておられて、今はドヤやシェルター、あるいは道路で暮らしており、高齢化して就労が難しくなってきているのが事実です。ただ、ホームレスというのは、仕事も住むとこもない人たちのことですので、若い方でもおられます。今現在、大阪では自立支援センターというものが、舞洲に１カ所しかございません。最盛期は大阪府下に５カ所ございましたが、今は、どこの区であっても舞洲の自立支援センターに入って、そこで３食を提供して、お仕事を探してもらっている。我々の事業対象は、そこに入所された方と、あいりん地域でホームレスを余儀なくされている方、あるいは、それに近い方というのを対象として、少しでも就労による自立を目指していただくため、いろんな事業を展開しているということでございます。協議会を構成している団体は、大阪府、大阪市、公益財団法人西成労働福祉センター、社会福祉法人みおつくし福祉会、大阪自彊館、みなと寮、日本労働組合総連合会大阪府連合会、一般社団法人大阪労働者福祉協議会、ＮＰＯ釜ヶ崎支援機構に入っていただいて、９つの団体で運営協議会を構成しております。拠点となる場所は、元あいりん職安西成分室跡地、ＮＰＯで言えば南事務所が入っている敷地に事務所がございます。事業については、大きく２つあり、国の委託事業と大阪府の事業です。国の受託事業は、就業支援事業、就業機会確保支援事業、職場体験講習事業、就職支援セミナー事業の４つであり、ホームレス自立支援法に基づく委託業務です。府の事業については、あいりん地域不安定労働者就労支援事業という事業でございます。予算規模については、令和３年度は合計で９，９４０万、職員数については、合計１９名で事業を実施しております。令和２年度の事業実績を見ながら、事業を紹介していきたいと思います。まず、事業対象は２つありまして、舞洲の自立支援センターに入所された方と、あいりん地域の高齢日雇労働者の方、それぞれの特徴を述べておきたいと思います。あいりんにおられる日雇労働者の方は、平均年齢が６０歳を超えております。今まで建設業などで日雇労働をされていましたが、年齢とともに就労が困難となり、貧困が拡大しているという状況です。路上生活やシェルターなどを利用されたりしていますが、どんどん長期化しているということが大きな課題になっているということです。ところが、自立支援センター舞洲は、入所者は平均年齢は４０歳前半ということで、比較的低いものの、障がいや依存症等を抱えている人が多く、生活面でのサポートとともに技能講習や職場体験を受けさせて、就労意欲を自分で着けてもらうことから始めないといけない。生活習慣から就労を意識してもらうことが一番大きいです。親との関係がうまくいかないなどの問題を抱える人が多いのですが、若いからちゃんとした仕事に就けば、自立できるという人が結構入ってきております。ですので、イメージの違う２つの対象を持っているということが特徴としてあります。実際の事業実績について、まず就業支援相談業務は国の委託事業としてやっています。求職に関する個別の相談を通して、常用就職に向けて色々な形で支援活動を行っていくということで、例えば、履歴書の書き方や職務経歴書の作り方、それ以前に面接に着ていく服がないや場合には服の貸し出しを行ったり、あるいは、そのもっと前の段階で、住民票を持っていない方や、給与振り込みの銀行口座作成のお手伝いをさせていただくなど、就職にまつわるあらゆる手続きや生活のやりくり等の指導、助言を行っております。普通の電話相談などとは違い、やらなければならないことはたくさんあるということです。次に、就業開拓業務については、いろんな事業所を訪問して求人をお願いしているのですが、普通の求人とは違い、あいりんで働く人は、長年にわたって１日働けばいくらもらえるという生活をされてる訳で、１カ月後に給料をもらえるとしても、なかなかそれがうまくいかない人が多いので、事業主さんといろんな話をさせていただいて、とりあえず最初は日払いができないか、週払いはできないかなど、就業開拓の中で事業主さんを説得する前処理がいっぱい必要ということになっております。対象者の適性やニーズに応じた、事業主さんを何とか見つけてマッチングさせていくというようなものになっております。次に、内職センターというものがあります、これは国の事業として職員１名を配置しております。これは、就労への意欲はあるけれども、生活状況によっては通常の勤務時間の８時間はもたないという方、あるいは障がいや高齢の方に対応した仕事内容をあてがいながら内職作業をあっせんするというものです。一方、やっている方は働きたいと言われますが、最近特にコロナ禍で仕事がガクッと減って非常に困っているという状況がございます。袋詰めなど、ちょっとした軽作業なんですけれども、最近は納期が厳しくなってきているので、それをコントロールしながらやっていくのが難しいところでもあります。また、いろんな所からの紹介でやってきた内職ということがあるんですが、現在そういう仕事も少なくなってきているので、そういう仕事も開拓をしてもらうということになっております。それから就業支援業務といたしまして、府と市が行っている就労事業、いわゆる特別清掃事業と言われている現場監督さんは、指導員の配置等を行ってそこに就いている人たちから相談を聞いたり、特別清掃事業に同行してその指導もする。相談も受けながら、作業員の方の様子が少しおかしいとなれば医療機関にも繋がなければならないし、その中でも就労自立が見込める者であれば、お仕事支援部に繋いで常用就職の道を探したり、あるいは、直ぐにそういうことができなければ、府が行っている中間的就労支援事業があるので、そういうものに繋いで何とか就労自立をしてもらおうということを探りながら指導員さんには対応してもらっている。この３つが国の事業で、みおつくし福祉会さんと釜ヶ崎支援機構さんに業務の役割分担を担っていただいている。職場体験講習事業は、直轄事業として事務局サイドで運営しており、いろんな事業主さんに就労させてほしいとお願いして、とりあえずテスト的な就労と言いますか、そこに本採用してもらうとかではなく、働くというものがどういうことなのかということを体験してほしいので、このための特別なプログラムではなく、通常の業務を体験させてくださいということで、普通の業務をさせてもらう。１カ月以内、１６日以下でそういう仕事をやらしてくださいと。もちろん事業主さんには、そういうのを受け入れてもらうと奨励金をお支払いたしますし、体験させてもらった受講生には、同じく手当てを出すんですけども、それは定額で１日３千円。あくまでも労働ではなく手当てだと。事業主さんにもお支払いしますし、受講生にもお支払いするというような制度がありまして、できるだけこの制度をそういう人たちには利用してもらっています。なぜかと言うと、これはお金が出るんです。１日働くと３千円ですけど。もちろん賃金ではないですよ。あくまでも手当てで、これは労働ではないという仕分けになっています。５時間以上８時間以内働いて３千円しかもらえないですから労働ではなく、そういう職場体験をさせてもらうということでして、労働者災害補償保険法の適用外になりますから、私どもが傷害保険を掛けています。もしも何かあればそれに見合うものを払わなければなりませんので、そういうものを掛けています。今、国とか公共事業団、自治体の制度でそういう体験的に何かをやらしてもらって、手当てが出るというのはこれしかないと私は思っているんです。国の事業として、そういうことができるという風に認めている制度なんで、少しでも３千円、交通費も出ますから本人に入る。ホームレスになるということは、何もない状態ですよね。住む場所もないし、持っている所持金もほとんど千円とか、千円を持っていたらまだましな方というくらいなんで、とりあえず何か貯めてもらわないといけない。自立支援センターに入ってそこで３食が提供されて、この制度を受けられると１日３千円ずつ貯まっていく訳です。何とか３食。自立支援センターは最長６カ月くらいしか入れませんけど、その間に貯めれるだけ貯めて再建のための資金を貯めてもらうということができる。最初はこの制度を利用して、次にアルバイト的というか、自立支援センターにいる間に稼げばそれだけ貯まっていきますから、とりあえず貯めていただく。お金がないと再出発できない。制度の中で非常に効果的な制度だと思っていまして、どれくらいの人が利用しているかと言うと、年間２００人以上です。令和２年度の実績で言えば、２１９名の方がそれを利用されている。その前の年は２０７人でした。こういう制度があって、ここの事業主さんの登録は１００社を超えています。１００社以上の登録をいただいているのですが、実稼働しているのは２０社くらいなんですけれども、そこで受け入れてこういう制度でやらしていただいている。国の制度ですから、非常にひとりの人にこの制度を利用してお金を払うまでに書類が１０枚以上かかるんですけど、それを事務局が作って、事業主さんには、もうこことここに判をついてもらったらいいよ、という形に整理して説明をする。そうしてやっていかないと、全部こうやって書いてくれと言ったら絶対トライアル雇用と一緒で、絶対採用されないっていう風に思います。今は全部事務局で作って、こことここに判を押してくださいというようなことで、事業主側にも出勤簿みたいなものを作ってもらいますし、働いている側にも出勤簿みたいなものを自分で付けて、両方が合ったものだけにお金をちゃんと渡すということになっています。それだけの手間をかけないと、今も制度の中では、なかなか直接本人にお金を渡すということができないということになっています。それを事務局としてやっているというのが現状です。あと府の事業で、職場体験の後を受けて中間的就労の事業っていうのがあります。あとで就業開拓員の方から話をしてもらうので、特別会計の事業について、去年は全部コロナで駄目になりました。例えば、受託事業で連合メーデー後の清掃事業とかで、大体５０人とか６０人連れて行って清掃を請け負うということもやっていたんですが、これも駄目。地域活性化貢献事業は、イベントがあればそこのイベントを請け負って、そこで雇用を作るというのもあったんですが、全部イベント関係はコロナで中止ということになってしまいました。もう一つ、住之江公園野球場、住之江公園は府立公園なので、そこでの就労とかもやらしてもらっているのですが、夏の高校野球大会の予選とかで売店を運営して、そこで人を雇ってジュースを売ったりしていたんです。これも昨年は高校野球も全て中止ということになりました。会計の話ですが、特別会計以外は全て単年度の会計なので、毎年クリアして行くので残高が無いのですが、特別会計だけは残っているので、その中で雇用を作り出して働き口を作っているというようなことになっています。あと府の事業は就業開拓員の方に説明してもらいます。

ホ　私自身はＮＰＯ釜ヶ崎支援機構に所属しながら大阪ホームレス就業支援センターの就業開拓員、就業開拓業務ですね。就業希望者がいるので雇ってもらえませんかと事業者様を開拓していく業務に従事しています。みおつくし福祉会と弊社ＮＰＯ釜ヶ崎支援機構が実務の部分を担わせていただいておりまして、自立支援センター舞洲にも１名同じように就業開拓員が活動しております。私どもが開拓する先という部分ですけども、ハローワークの求人ルートに乗らない人たち、求職者を何とか就労の方へ結び付けるということを目指してやっておりまして、乗らないということがどういうことかと言うと、先ほど事務局長の方からもありましたように、身元保証人の不在であるとか、あるいは連絡手段を持っていないとか、あるいは長期の無職歴であるとか、あるいは手帳を持たない障がい者であるとか、そういった一つないし複数の課題を持った方々に対する理解と雇用をお願いして回っておるという状況でございます。ただ、西成区内の事業所様を回ると非常に苦戦をいたしております。端的に言いますと、欠勤率や短期離職率の高さですね。生活保護の就労指導の中で、とりあえずアリバイ的に面接へ行くけども、面接をすっぽかすとか、あるいは就労初日にいなくなるとか、そういったことで、なかなか事業所様から大丈夫かと、彼等の経験の中でちょっとなかなかこの地域の労働者を雇うの難しいね、というようなことで非常に苦戦している状況でございます。とは言うものの、きちんと伴走しながら就労に結び付いて、いずれは独り立ちしていただくということを目指しています。大阪府の事業となるあいりん地域不安定労働者就労支援事業等を活用させていただいて、何とか理解のある事業所様を開拓していきたいということでやっておるところでございます。大阪府のあいりん地域不安定労働者就労支援事業と申しますのは、大阪府さんが今日はいらっしゃるので詳しくはしゃべらないですけど、簡単に言うとハローワークのトライアル雇用の充実版ということでございます。私どもの就職斡旋の中で採用していただいた方につきまして、人件費の助成を行うということでございます。上限が一日３，９２０円、一月１６日間で、最長４カ月ですね。３，９２０円の１６日ですから６２，７２０円が事業所様に対して、助成金として支給させていただくということでございまして、トライアル雇用が４万円ですから、それよりも率がいいということでございます。また、トライアル雇用の場合ですと、離職した就労期日等によって減額がございますけども、これについては、きちんと人件費が発生した分だけきちんとお支払いするということで実施させていただいているので、事業所様にとってはメリットの大きい制度ということになります。これを武器として、その他にかかる求人・採用コストを面倒見ていただくということ。ただですね、前回の議事録を拝見いたしますと、就職先に行くまでの交通費や旅費がない、昼食代がない等、最初のお給料までなかなか辿り着かないという実態がございますので、この就労支援事業につきましては、事業所様への助成ですので、労働者にはなかなか下りないということでございます。私どもといたしましては、先ほど事務局長からもありましたように、何とか日払い、週払いで最初の給料まで辿り着けるように支援してもらいたいと、そういった理解のある事業者様にこの事業を対象として登録をしていただけることでやらせていただいておる訳でございます。また、なかなかそういったことが難しい、最近受け渡しというのが難しい状況もありますので、そういったことにつきましては、前回の報告でありましたように、民間資金で住居や就職活動費等で補助していくということになっております。民間資金ですので、なかなかどこまで続くかということがございますので、できましたら何らかの形での公的な助成というものを加えていただけると我々も活動しやすいし、就職者にとっても次のステップに上がりやすいということでございますので、何とか直接の寄付ということも視野に入れた施策展開を考えてもらいたいというのが弊社お仕事支援部の総意でございます。また、私どもといたしましては、ここでいう中間的就労ではなく、社会福祉の分脈で言うところの中間的就労で、雇用と社会参加、ボランティアの間にある雇用型、非雇用型とありますけども、いわゆるケア付き就労、支援付き就労というもののステップも何とか作っていきたいという風に考えておるところです。例えば西成区社会福祉協議会様と連携して、有償ボランティア活動西成まちの助っ人サービスというものを展開しておりまして、何とか地域課題をそれで解決しながら社会参加、社会活動への参画を誘導するということでさせていただいているところです。具体的には、ゴミ屋敷の片づけとか、そういったものを中心に現在までに合計１２人をそういった形で福祉的な分脈でも中間的就労に誘導し、そこから一般就労に繋げていくというような試みもしておるところです。また、これは前の話になりますけど、今回いらっしゃいます簡宿組合さんの方にも、実は清掃業務に関するインターンシップをお願いしておりまして、なかなか需要と供給のマッチングが難しくて、そういった地場産業、地元の事業者様の協力を得ながら地域ぐるみで何とか支えていくという、そういう体制を作っていきたいということも含めて就労開拓業務として活動しておるという次第でございます。私の方からは以上です。

有　はい、ありがとうございます。非常にたくさんの事業をされているということをあらためて知ることができありがとうございます。みなさんの方から質問もあるかと思いますが、時間の都合もあるのでちょっと数を絞らせていただきたいと思っております。どなたかいかがですか。よろしいですか。ちょっと私の方から少し聞きたいんですけどね、事務局長さんが最後におっしゃった点、非常に大事な点で、特に９０年代後半から２０００年くらいちょうど就職氷河期で同時にそれはホームレスの人たちがたくさん登場した時期でもありましたけども、その人たちは今ちょうど５０代前半ですよね。その人たちはまた非正規雇用の膨大な割合を占めていますし、その人たちがさらに２０年、３０年していくと確実に高齢化して多くは生保受給者になり得る、もちろんそれを拒否していく状況も相当想定される訳です。それは本当に危機的状況と思いますね。国は就職氷河期の人たちに対する支援策を始めましたけれども、まだまだ微々たるもので、本当にこれは政府に頼っていられないという、そういう意味ではあいりんのような地域でしっかりとした受け皿、制度構築をすることが大事だし、その一角をホームレス就業支援センターが担っていると、あらためてしっかりと理解することができました。ありがとうございました。その上でですね、今度、新労働施設をあとでご紹介させていただきますが、その建物４階にホームレス就業支援センターさんに入っていただきたいということで絵を描かせていただいているんですけれども、入るに当たって何かこういう新しい取り組みをしてみたい、あるいは入るに当たってちょっとネックになるようなものがあるとか、そういったことについての検討はどうなんですかね。されているんですかね。

ホ　ホームレス就業支援センターの事務局としては、どんな場所にでも入れるとは思うんですが、ただ内職センターとかを抱えていますから、内職っていうのは、作業をするのにスペースがすごく要るんです。だからその場所が必要。また、機材の搬入のルートとか、運び込みが４階にあるんであればエレベーターとか、小さい物ばかりじゃないですから、ハンドリフトくらいは必ず押して行けるようなことが要るというような、スペース的な問題が今回出てくるのではと思っていますけども。

有　エレベーターがあるんですけれども、どうですか。

ホ　普通の人が歩くところではなく、ハンドリフトで上を通って良いのかとか、そういう問題、廊下とかねそういう問題、そういう機材を入れられるスペースが要るんかなあと。

有　ちょっと細かい部分ですけど、後でまた設計業者さんの方で色々説明いただくときに、そこでまたご意見いただくということで。また引き続き議論させていただきますので、どうもありがとうございます。それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。基本設計にかかる意見交換について、ここは設計の話ですので、私よりも専門の先生の方にしっかり進めていただきたいと思います。

有　よろしくお願いします。今、お話がありましたが、ようやく基本設計の業者さんも決まりまして、今日はお越しいただいておりますが、株式会社徳岡設計さんと株式会社Ｅ＆Ｓエンジニアリングさんが共同企業体、ＪＶという形で基本設計のプロポーザルに参加いただき、最終的に最優秀提案者として選定されて契約を締結し、本日お越しいただいているという状況です。この会議体では、Ａ４横の仕様書と言いますか、提案に当たっては、基本的に考慮する事項の取りまとめというものをみなさんにご議論いただいたと思います。それについては、いくつかプランニングもたたき台という形では出さしていただいたり、みなさんにもご意見をいただいたところなんですが、大阪府の公共建築室さんの方にお願いして、プロポーザルの仕様書の中にお汲み取りいただいたと聞いております。特に今日はプロポーザルでご提案いただいた内容を少しお伺いし、また、みなさんからもご意見いただきたいという風に考えています。このＡ３のカラーものと、今日はプロジェクターも用意していただいているとのことですので、よろしくお願いしたいと思います。

徳　前の方に写させていただいているのですが、なかなか字とか絵とか、ちょっとピントが合わないので、見にくいかも知れませんが、お手元の資料と全く同じものでございます。どこを話してるかだけ、こういう矢印で動かさせていただきますので、お聞きいただければという風に思います。まず配置計画から、どういうことを考えたかということをご説明させていただきます。私たちの提案では、建物は東側の道路ですね、東側の道路にほぼ平行な形で配置をさせていただくということで、そのことによって西側、線路側の方と北側のエリア、広場になるようなエリアと繋がっていくような、そういう空地をできるだけ確保していくということを考えて配置をいたしました。そのことで、西側からの車のアプローチ、そしてその際に見通しが良くて、車の出入りも良く分かるという風なことを前提に空間をできるだけ取りたいということで、西側、北側にできるだけ空地を確保するという配置のしかたを考えさせていただきました。イメージ的には、北側から見たときに、こんな風な絵を考えている訳なんですけれども、まず、出入口に関しては、東西南北、どちらからもアプローチできるということが前提でございます。車は西側から、線路側から入るということが前提でございます。この考え方の特徴といたしましては、大阪府の府有施設、府の所有する施設につきましては、緑化、敷地内の緑化の基準を２０パーセントを確保しないといけないということが前提にございました。そこで、この敷地においては、建物と駐車場の面積、あと歩道に使う部分の面積、あと舗装する部分の面積を引きますと、１０パーセントぐらいしか緑地を確保できないということが想定できまして、屋上の緑化をしていくという必要が出てきます。そこで、屋上の緑化を２階、３階、４階、そして最上階の屋上という風な形で、緑を積み重ねるような形で作ることによって、北側からのアプローチ、北側の広場というか空地に対して、緑が立ち上がっていくような空間ができていくと。建物自体は１階から順番に、２階と少し小さくなっていって、３階、４階はほぼ同じぐらいの面積になりますが、バルコニー等を使って屋上の緑化をしていくことによって、緑の壁面が立ち上がっていくような雰囲気ができるんではないかと。それが一つの環境を作っていく、緑の環境を作っていくという一つのポイントになっていくんではないかという風なご提案をさせていただきました。そこで、下に環境配慮ということを書いておりますけれども、施設全体に点とか線とか面的な緑の空間を作っていって、それが視覚的にずっと繋がっていく、そういうことでヒートアイランドとか、安らぎや潤いの空間が創出されて、コミュニティの育成や景観の快適さの向上を図ることができるんじゃないだろうかと。またそういうことによって、舗装面が熱くなったりという、ヒートアイランドの現象も緩和することができますし、雨水もそのまま流してしまうんではなくて、緑の土の空間のところに溜めることができるということで、環境に対しても良いことであるという提案をさせていただきました。次に右上の方ですけど、施設利用計画という形で、建物としては分かりやすいゾーニングと空間構成という風なことで、１階と２階のオープンスペース待合を繋ぐエスカレーターを設けて、空間的に一体感を持たせていくという絵をここに描かせていただいています。また、その右下の方には、１階事務室からは、駐車場側の方のオープンスペース待合も見渡せるということで、全体の様子が良く分かるような構成にするという提案をさせていただいた絵を示させていただいております。そこで、次ページなんですけど、今のシナリオの平面的な構成を説明させていただきます。まず、この図は左側の方が北になっています。アプローチ自体は、主入口としては東側からと南側のアプローチが一番主たるアプローチになってくるんではないかという風に考えまして、南東の角に余地をたくさん確保して、東側からと南側からもアプローチしやすい入口を採りました。それから、北側につきましては、広場側の方からのアプローチができる入口、そして自転車置き場等のある方から駐車場側の外部のオープンスペース待合の方に至れるようなアプローチ、西側は当然、車向きのアプローチを主体として入口を確保している。そして、南側につきましては、先ほどの東南からのアプローチと、直接外部のオープンスペース待合に至れるという風な入口を設けて、４つの方向からアプローチできるという風な形にしております。１階は、入ったところがオープンスペース待合になっておりまして、西成労働福祉センターの窓口、事務室があるという形になっています。４方向から入ってくるアプローチの中央部にインテーク窓口として、総合的な受付、相談ができる場所を設けることによって、東側、南側、それから北側、さらに外部のオープンスペース待合側、その西側からのアプローチに対しても、受付が分かりやすい位置に配置をさせていただいた図になっています。２階につきましては、次のページですが、あいりん労働公共職業安定所の事務室があります。２階と１階はエスカレーターでオープンスペース待合が繋がっておりまして、これは自由に上り下りがしやすいという風なことになっております。また、中央部にはエレベーターを設けておりまして、南側の端に階段がございます。これを利用者の方が主に使っていただけるような形で、１、２階を行き来していただくという形になっています。職安の事務室が北側にございまして、そして西側につきましては、共用利用の相談室や、共用会議室、一体的事業スペースにつきましては、共用エレベーターホールから真正面で分かりやすい場所、それから南の西の端に清掃作業員詰所を配置しております。そして年金事務所健康保険窓口につきましては、西側の一番北のところに事務室を配置しています。次に３階につきましては、西成労働福祉センターの事務室を東側に、事務室と会議室、更衣、休憩室、相談室等含めまして、東側に配置しております。真ん中、エレベーターホール正面のところに、またここにオープンスペース待合を確保しています。そして南の西端には技能講習室、後は共用会議室と共用相談室という形で西側に配置しております。４階につきましては、就業支援センターですね。先ほどお話しいただきました就業支援センターにつきましては、まず、エレベーターを降りたところに、共用のエレベーターホールを設けまして、そこから事務のエリアの方を東の南側に固めております。その中に事務室や会議室、それから倉庫、さらに職員の方の更衣室とかトイレ、給湯室、また事務室の中に相談の窓口とか、パソコンの検索コーナーを設けるという形で、配置をさせていいただいて、あとその周りのところに、北側と西側に作業スペースとして、一番大きなの作業スペース１、それから作業スペース２、それから作業スペース３、４という形で配置をさせていただいています。多目的室については、西側の真ん中のところ、それから倉庫という形で南側に配置させていただいています。ここへの動線、１階からの動線につきましては、どういう風になってるかと言いますと、自動車は西側のところから入ってきますが、運搬するトラック、駐車場の中のトラックの駐車スペースというのは、ここにございます。あと、エレベーターがその東側のところにございます。これは荷物用のエレベーターで、かごの大きさは２メーター×２．５メーター程度の大きさ、かごの中の寸法はとれるような形になっております。そのエレベーターで荷物を運んでいただくという形になります。それで４階まで運んでいただいて、この降ろしたところの前に、荷物を積み下ろしできるようなスペースを確保して、横の作業スペース１の方に運び入れたり、それから２の方に運び入れたり、３、４の方に運び入れるということで計画をさせていただいています。エレベーターを使って荷物を運び入れるという形で計画をさせていただいております。あと、屋上というか、５階につきましては、階段とエレベーターが上がっておりますが、そこには基本的には設備機器がここに並ぶという形の屋上になっているという計画をさせていただいています。構成につきましては、大体以上のような形なんですけども、お配りいただいている提案に当たって基本的に考慮すべき事項の取りまとめをしていただいています。それにつきまして、具体的にこの平面計画の中でどのようになっているかということを、ご説明させていただきたいと思います。まず、駐車場につきまして、合計３５台以上という風になっています。駐車場の主出入口につきましては、西側に面する道路ということで、西側から基本的にはこのように西の北の方から入って、一方通行で出て行くというようなことを今想定しています。そういう形で、赤く塗ってる部分が建物の下になる部分です。これが屋根の掛かっている部分でございまして、求人求職活動用及び一般来所者用の駐車場については３４台ということで、マイクロバス用２台、２トントラック１台を含むという形で、うち１４台以上については屋根付きのものとするという形で、この真ん中のところに１２台、そして、南側の方に２台という形で、屋根付きを１４台、それからマイクロバスはこちらの外側になりますけど２台配置できるようにしています。それから先ほどの荷物の搬入搬出に伴うトラックのスペースは、この中のところに設けるという形を採っております。そのことによって、あと外部の方に駐車台数としましては北側に３台、そして西側の真ん中に９台、それから乗用車の分が５台と、マイクロバス２台ということで、屋外が１７台という形です。普通車の一般用が合計３１台、マイクロバス２台、トラック１台、それからあと職安の公用車が１台ということで、合計３５台を確保しております。次に２４時間利用可能なスペースについてということで、２４時間利用可能なスペースというのは、この外部のオープンスペース待合の部分から、西側、図面でいう下側のところでございます。それは建物の下で、ピロティ形式と書かれていますが、建物の下の解放された部分が、ピロティと言っています。その部分を活用してオープンスペースの待合、それから駐車場、そしてトイレを配置しています。１階のトイレは大体この位置で、夜間はこちら側からも使えるということで想定をしています。いくつかのブースとかというような当たりを付けておりますけど、その点につきましては今後詳細で決めていくというような予定になっております。次に建物への出入口につきましては、東西南北から４方向を確保するとともに、北側との親和性にも十分配慮することという風なことで、メインの入口としては東側から、南側からアプローチしやすいこの角に出入口を設けてアプローチしていく。そしてオープンスペース待合に入っていく、入ったところにエスカレーターがあって２階に繋がって行くという形を考えております。北側につきましては、広場側の方から入ってこれるという形で、北側の入口を設けて、これでオープンスペース待合のところに入ってくる。もう一つはこの自転車置き場の方から駐車場を経由して入ってくるルートもあると。それから南側につきましては、道路からピロティ部分のオープンスペース待合に入る入口もあります。西側につきましては先ほどの車の出入りとともに解放された空間であるということでございます。それでその中央部にインテーク窓口という形で、どちらの方向から来てもそこで迎え入れられるような、相談案内を受けられるような、窓口を設けております。求人求職や各種相談に訪れる利用者に適切に対応するため、インテーク窓口、最初の面談のスペースを確保し、それぞれの施設、機能が有機的に繋がるように配慮することということで、どの方向から入ってもすぐに視認できる中央に配置するという形でレイアウトさせていただいています。次に裏側になりますけども、１階の配置について、ということでございます。食堂・売店及び西成労働福祉センターの紹介事務相談を配置することということで、その食堂・売店につきましては、北の東の角のところに東側からも北側からも、視認しやすい場所に配置をしています。これは、食堂・売店でありますけども、コンビニになるという風なこともお聞きしています。それから、オープンスペース待合の確保につきましては、１階、２階については、早朝時約１時間の間に４００名以上が行き来するために、待合スペースがどうしても１階と２階に分かれるということがありますので、エスカレーター設置による動線の確保及び一体的利用に配慮するとともに、開放的なオープンスペース待合をできるだけ多く確保することということで、東側、南側の入口から入ってきたときに、ここで上がり降りをするという形になります。北側からアプローチした方には、見えてきますので、こちらの方に自然に誘導していく、もしくはこちらのエレベーターの方で２階に上がるということもできます。２階の方もほぼ同じ形でオープンスペース待合が配置されて、エスカレーターで上下するというような形です。それからエレベーターのホールが常に設置してあるという形で、上下の移動はそういう形でスムーズにできるようなことを計画しております。それから、一体的事業スペースにつきましては、２階に配置をさせていただいています。２階のエレベーターホールの西側、図面でいうと下側のところに一体的事業スペースという形で、一体的事業スペース前については、オープンスペースを確保する等、初めての来訪者でも利用しやすいように配慮することということで、エレベーターホールの真正面に配置するということで、分かりやすい位置になるかなという風に考えております。それから、相談ブース及び全体会議室につきましては、パーテーションなどを活用して柔軟に広さが変更できるように配慮することということで、２階につきましては、北西の年金事務室の南側のところに、共用の相談室を設けておりまして、あとその南側に共用会議室、一体的事業スペース、それから清掃作業員詰所というような形の並びに２階はしています。それから３階につきましては、ここにもエレベーターを上がったエレベーターホールの前にオープンスペース待合を確保し、その西側の方に共用相談室２、それから共用会議室２、３という形で、配置をさせていただいています。この相談室につきましてはパーテーション等で区切って、柔軟に広さが変更できるように考えております。以上が提案に当たっての基本的に考慮すべき事項に対して、対応させていただいた内容でございます。

→　今初めて見たんだけど、今まではたたき台の図面の中で議論があったんだけれども、２階の一体的事業のスペースが、イメージから言うと、なんでこんなに小さくなったんかなと。

府　一体的事業スペースについては今回１０３㎡となっておりますが、一体的実施事業については、いわゆるハローワークコーナーを持ってくることを前提として、その機能を持ってくる手法として一体的実施事業という形でやりましょうというご説明をさせていただいていたかと思います。そのため自治体との事業が前提ですよということになりますので、ハローワークコーナーと府が一体となってに事業を実施するのか、それともハローワークコーナーと市又は区が一体となって事業を実施するのかということは、国、府、市で現在も協議しているところでして、未だどういう形で具体的に実施するかということは決まっていない、検討しているところです。ここで言う一体的事業スペースについては、ハローワークの端末などを置いて、いわゆるハローワークコーナーのスペースかなと。ここに府で言えばエルおおさかの事業のようなものを組み入れるのか、それとも市、区であれば天下茶屋のような機能を組み入れるのか、まだ決まっていないので、ここからどれだけ派生したスペースが必要となるのか分からないという状況です。そのため、それに必要なスペースについては、例えば共用会議室が一体的実施事業スペースになるのか、共用相談室と書いてある部分まで必要になるのかというのも未確定ですので、こういう形のスペース名で置いています。今示されている一体的事業スペースについては、基本的にはハローワーク端末を置いて実施する国のスペースと言ったらおかしいですけれども、ここに府事業や市事業も入ってしまうかも知れませんけれども、最低必要なスペースとして確保しているということになります。繰り返しになりますが、ここから派生する事業について、どれだけのスペースが必要となるのか分かりません。ここでいう共用相談室、共用会議室というのは２階であったり、３階にもスペースが確保されていますけれども、これが一体的事業スペースに置き換わるかも分かりませんし、逆に共用相談室と書いてあるところが共用会議室になるかも分かりませんし、その逆もあるということでご理解いただければと思います。

→　意図的に小さくしたという訳ではないですね。

府　それはないです。まだ未確定なのでそこは。

府　ただ一般的に、エルおおさかでやっているハローワークコーナーが１２０㎡くらい、天下茶屋が６０㎡くらい。相談員がいて、端末を置いて、ご相談を受けて、職業紹介をしていただくというハローワーク的には大体１００㎡くらいです。他所でやっているハローワークで言うと、そんな規模で入るやろなという思いはあります。

有　いずれにしても一体的実施事業の中身が決まっていないという状況の中で、今示せるものとしては、基準の規模は入れたけれども、共用会議室などがいくつかある中でその面積をもって調整できると考えたらいいんですかね。

府　建物自身は８，０００㎡ほどになっているので、後は施設、機能に応じてどう取り合っていくかというところです。その辺りは今後、各施設間で調整等を行っていくということになります。

有　闘っていくということですね。それぞれ他の機能が削られることになるかと思いますので、そこをどう折り合っていくかということだと思います。

→　僕は前回から参加していて、手前の部分が分からないところがあるので、もしかしたら間違っていることを言っているかも知れないんですけれども。１階にインテーク窓口があるということで、西成労働福祉センターの紹介窓口もあるということですけど、今仮移転先でやっていて建物きれいになったじゃないですか。前のセンターの１階のときとかは、特に何も違和感を抱かなかったんですけれども、今の仮移転先のセンターで、あそこで寝てたりとか酒盛りしたりとかをされている人たちがいたりしたのですけど、街歩きをしていても街歩きに参加している人たちの見え方というのが、えっ、というような、何ですかね、ちょっと怖い、みたいなイメージ抱くことが多いなというのを思っています。空間の広さとか天井の高さとか、色々あるかとは思うんですけど、多様な人を受け止める選択をしていくのだったら、そこに隣り合ったときに、いる人たちをどかせとかいう気は一ミリもないんですよ、要は若者で困窮していて不安だけど稼ぎたいという人たちがいたときに、繰り返しちゃうんじゃないかという印象を与える気がします。それは僕の感覚であったり、街歩きをしている中で、参加している人たちの印象を受けて思うことです。

有　これを見るとどう思いますか。

→　これを見ると、要は若者向けと日雇向けを果たして同じ部分に作るべきなのかどうか。

有　これは所見というか、具体的には今からなんだと思いますけど。

→　他の人の意見も聞いてください。

有　その点、何か所からも入れるという。

→　今の話でね、インテーク窓口とはそもそも何ぞやという話を以前からしてきたと思うんですよ。インテーク窓口と呼んでいるものが、ワンストップ窓口と言ったり、色々な窓口のイメージがあるんだけど、共通で持っていたのは、先ずそこに行けば自分が求めているものが言える、それに合わせて次はどうしたらいいかがすぐに分かる、という流れを最初に決めてくれるというイメージだと思っています。そこが１階にあるのか、もしくはさっき言った一体的事業というのが単なる端末置いてあるというのなら誰も必要ない、もっと複合的なところにあって、そこに近いところにインテークがあった方がいいのか、まだ話は固まっていないということですね。

有　これを見る限り、例えばこのインテーク窓口って共用で３２．７３㎡取っていただいてますけど、初めの構想の時は受付的な小さいとこだったと思いますけど、目につくところにあって、そこで受けるのか、そこから２階に上がってもらう窓口にするのか、それはまだ決まっていない。これを具体化していくのはこれからでも可能だと。一体的実施事業とセットでやった方が良いよということであれば上にインテークをと。でないと労働福祉センターの事務室がギリギリやられている訳だから。そこの考え方もあるかなと。委員どうですか。いいですか。何かありますか。

→　いや、ないよ。想像もついてないよ。

府　委員が以前から言っておられた庇も、見てください点線で表していますので。

→　庇は言った。

有　委員何かありますか。

→　今委員が言っていた、１階のところで若い子の仕事探しに来た人と日雇の人が一緒にならない方が良いんじゃないかという話ではないかと思ったんだけど、僕としては一緒でいいと思うんです。逆に言ったら労働者がそこで休んでいるのは構わないと思うんです。今の仮移転先のように四六時中あそこで寝てたりね、そういうのをちゃんとさせないようにしないと。以前も旧センターではそんなのって、１階の隅の方ではあっても普通に求人車が来るようなところでそんなことってなかった訳でしょ。今そういう風なことになっている方がおかしい訳でね。そこら辺はもう少し考えながら管理をしなければいけないんじゃないかなと。排除する必要もない代わりに、そういうのを野放しにするのはやっぱりおかしいという風に思います。

有　管理とか運営の仕方もちゃんとセットでという、なるほど。いかがでしょうか。

→　２４時間開けっ放しだったらどうしても今のようになるわな。

有　２４時間はみなさんの思いが強く。

→　思いだけじゃだめだからね。

有　管理運営と２４時間はセットだと。

府　今後管理のところというのをしっかりやっていかないとあかん、というのが今後の課題ですね。

有　ただ、シャッターガラガラじゃない方法がないかなというところですね。そこら辺りは今後も重要なテーマに今後もなっていくと思います。その辺はまだ間に合いますね。

府　管理はまだこれからです。

有　委員さんが心配していた入口はいくつかあるから、そういう意味では一緒に見れるし、選ぶ人は選ぶ、選択可能になっていると思う。

→　もう１個だけ言えば、前のセンターと違って、みんなちゃんと仕事見つかんなくても片付けてくれるとかね、普通にやると思うんですよ。それを声かけとかもしないで野放しにするからそういう無茶苦茶になっちゃう訳でね。それをすればみんなちゃんとするんじゃないですか。

有　それが曖昧になってくると、もういいか、ってなってくるしね。

→　やっぱり寝てる人とかに注意しにくい理由とかあったりするんですか。今の仮移転で。

セ　仰っているのはどこで寝ている人ですか。

→　技能講習の部屋からトイレにかけて寝ている人がいたりします。ずっとじゃないかも知れないですけど寝てはる。あとご飯食べているの何回か見たことあります。３、４人くらい固まって、トイレ曲がったとこの自販機の近くで。

セ　例えば集まってご飯食べてる方にはコロナの関係で注意してます。寝ている人もケースバイケースですけど、例えば椅子に座って寝ている人もいるし、横になっている方でも他の人の迷惑になるような形で寝てらっしゃる人。

→　北側の入口から入ったところのちょっとした空間でよく寝てるのを見るんですけど。

→　消防のなんちゃらかんちゃらという場所。

セ　だから他の方の通路上で障害になっている方については、どいていただいています。

→　今僕が言っているのは物理的な邪魔ということではなくて、印象的な話も含めて言っているので。

→　やっぱり飯を食うのは。

有　新労働施設の管理、あるいは雰囲気づくりというのは、みんなから知恵を出してもらって、排除するというのではなくて、みんなで共有して安心して使っていける場所を作っていくために色々考えていこうと思います。

有　あとみなさんこれ初見だと思うので、持って帰っていただいて、ゆっくりと見ていただきたいと思うのですけど、時間があまりないんですよね。

→　せっかく来たんで訳の分からないことを一つ言いますけど、今委員が外から来た時どうのと言っていましたけど、私も街を歩いていて今の仮施設に行って感じるのは、職員との距離がすっごい遠くなりましたよね。すごい遠い。フレンドリーな関係が作れないくらいに遠い、奥の方に、遠いところに職員さんが引っ込んでいると感じて、この配置とは関係ないんだけど、労働福祉センターの事務室の中での配置そのものも工夫しなければいけないんじゃないかなと。それとの絡みで、インテーク窓口との連続性がある訳ですよね。連続性のところでも工夫しないといけない。インテーク窓口はここに座っているんじゃなくて、オープンスペースのところ、ここに立って色々と動いているというイメージの方が良いんじゃないかと思いました。ここに来て１階と２階の流動性を、ワンストップ性を付与していく。中途半端な言い方ですけど。

有　運用の仕方は色々。

→　私も抽象的な言い方していますけど。

有　あと特徴的なところだけお伝えしておくと、トイレどうしていくかということがあるでしょうし、１階、２階、３階同じような規模で作っていただいているかと思うので、規模的には多いと言えば多いかなと。あとはどう管理、どこで使って、一時に使う量はどうなのか、具体的に細かな話は出てくると思います。あとこの提案で今までの議論になくて良いものは環境配慮というのものが出てきているのが新しい方向かなと、緑を増やしていこうというのが組み込まれている。

→　そうするとあれですか、外回りには休む場所はできないんですか。

有　休む場所は結構その気になれば。

→　緑化しなければいけないんでしょ。

有　そうなんですよ。

→　そしたらベンチとか置けない訳でしょ。

有　その辺りも工夫してくださいという提案でいいですかね。全体の話もあるし、上の使い方もあるので。

→　もしベンチ置くんだったら平のベンチにしてほしいという話です。一人一人分けるようなものじゃなくて。

有　横になれないやつじゃなく。

→　ゆっくり座れるやつがいいなと。手摺なんて付けないもの。

有　すみません９時過ぎちゃったので。

府　すみません一つ、敷地なんですけど、当初４，０００㎡と言っていたのですが、これから大阪府の敷地と大阪市の敷地を持ち分で割っていくことになりますが、希望的観測で北側の方が高くて、南側の方が安いだろうなと、土地の評価的に。そこで希望的観測をもって一割強ほど北側に敷地を広げた形になっていますので、４，０００㎡を一割強ほど超えている形の敷地で絵を描いて下さいということになっています。それが今後鑑定評価等を踏まえてやっていく中で、敷地は４，０００㎡しか取られへんかったということになると、この線が下がっていって、例えばストックヤードですとか、自転車置き場が削られることにもなりかねないし、逆にもっと広がるかも知れません。そうなるともっと緑の空間ですとか食堂売店の前のスペースも広がるかも知れません。

→　通常、緑化のスペースというのは決められたパーセンテージなんでしょ。

府　それは必要ですからね。

有　結果的に一体的に緑が増えたということになるんですけど。

→　これで建物の延べ床面積は。

府　今も８，０００㎡になっていますから。

有　最初と全然変わらない。

有　結構ボリュームは確保できたんで、あとは使い勝手ですね。もう一つのポイントは間仕切りも、結構自由度を利かした間仕切りになっているので、これからの議論に応じてどう留めるかオープンで使うか議論できる。

有　それから一体的事業スペースの中身に関することですけど、労働施設ではあるんですけど、労働者であっても福祉的な課題、今日も色々ホームレス就業支援に従事している人たちの話もあったし、前回の会議の中でも住居を持たない労働者の人たちの話もあった訳で、そういった福祉的な課題を持っている就業希望者はもちろんここで受け止めますが、その次にどこに繋ぐかの部分についての議論については十分にできていない。それは福祉の領域ということになると、もちろん労働のところでは馴染まないということになるのだけれども、やはり福祉の視点からどのようにこの問題にアプローチするのかというのも大事な視点です。そこの境界のところの議論がまだちょっと進んでいない。前回就労福祉の部会がありましたが、私は私用があって参加できなかったので、どのような議論があったか知らないのですが、そちらからのいろんな提案があっていいはずなんですよね。それを労働施設の中で労働施設として受け止められるものはしっかり受け止めて、中身を設定していくというのが大事だと思います。その視点でみなさん意見を出していただければと思います。

有　今回の図面は初見のため、みなさんまだじっくりと見きれていませんので、持ち帰っていただいて、また色々とご意見いただきたいと思いますが、今回の業者さんもかなりみなさんの思いとかニーズを受け止めてですね、専門的にこういう形でデザインしていただきましたので、それを地域ニーズ視点でこれからもこういう形でみなさんからご意見をいただきますので、それを設計業者さんには反映していただきたいと思います。ただ具体的にですね、９月中旬には確定しないといけないという今後のスケジュールがありますので、そういう風に言うとそんなに時間はないというところですね。今回基本設計ですので大きなフレームを決めないといけないということになりますから、その点タイトなスケジュールではあるのですけど、みなさん色々とご協力いただきたいと思います。随時また意見は出していただいて伝えていただければと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

有　ありがとうございます。それでは報告事項に移りたいと思います。まず西成区役所からあいりん地域まちづくり会議の開催予定について。

区　西成区役所でございます。すでにみなさんの方には案内を送っておりますが、７月７日、水曜日、七夕でございますが、１８時３０分からこの会議室の方で、あいりん地域まちづくり会議をさせていただきます。また、本日一番最後の資料に付けておりますが、西成特区構想エリアマネジメント協議会の体制変更につきましても当日諮らせていただきます。ご意見等ありましたら文書で書いておりますとおり６月３０日までにいただければと思っております。区役所からは以上でございます。

有　ありがとうございます。それでは事務局の方から。

府　労働施設検討会議の議事概要等の取扱いでございます。本日お配りしております第５９回の議事概要への意見の報告につきましては７月１６日までに、これ違うよとか、こういう趣旨じゃないよ、というご意見をお聞かせ願えればと思います。なお、１月２８日に行いました第５８回の議事概要につきましては既にホームページに掲載済みとなっております。それと先ほどもありましたが、この新労働施設に係る具体的な規模、配置等につきましては、来年度の予算要求の関係上、９月中に確定させなければならないということで、労働施設検討会議の９月までの開催日程について今のうちにお伝えしておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次回第６１回の労働移設検討会議につきましては、７月２６日、時間は１９時からです。第６２回労働移設検討会議につきましては、８月２３日。そして第６３回労働施設検討会議につきましては、９月１３日で、ちょっと早くなりますけが９月１３日となります。以上の日程で向こう３回の労働施設検討会議を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

有　今回日程を挙げさせていただいたのは、来年度の予算に間に合わせる必要がある。本来であれば９月の会議は９月の下旬開催予定だったんですけど、これを前倒しして、１３日開催にさせていただいております。したがって今日の基本設計の案をですね、みなさん持ち帰っていただいて、しっかりみなさんの中の現場、あるいは関係者の間で意見を集約いただいて、それを次回７月、８月、ここでしっかり出していただいて、８月の段階では基本決まっているという段階まで持っていきたいという風に思っています。そういう意味では時間に余裕がなくて申し訳ないと思っているのですが、会議はちゃんと３回やりますので、その辺ご理解していただいた上で、みなさんご検討を是非お願いしたいと思います。それでは、これで今日の会議を終わりにさせていただきたいと思います。みなさんご苦労様でした。